

／経営革新に投資するチャンス！／

経費の1/2もしくは2/3を最大**2,250万円**まで補助！

(グリーン枠は最大5,000万円、グローバル市場開拓枠は最大4,000万円まで)

ものづくり・商業・サービス補助金

公募要領 概要版

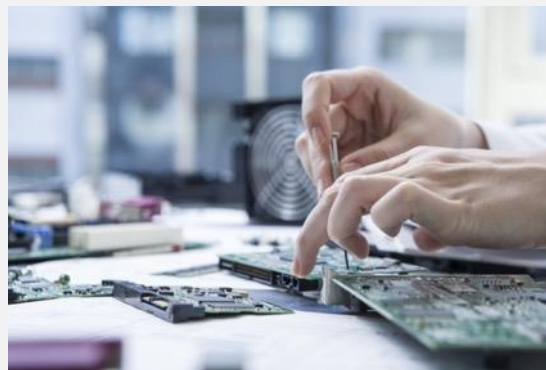
新商品の
試作品を
開発したい！

新たな生産ラインを
導入したい！

実際に応募される事業者様は公募要領
の記載を必ず読んで申請してください

知財を取得し、
新サービスを立
ち上げたい！

専門家や
副業・兼業人材を
活用したい！



2023年7月28日更新版
ものづくり補助金事務局

※本補助金の申請には「GビズIDプライムアカウント」が必要です。取得未了の方は本補助金にご応募できません。

※本資料はものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助事業・公募要領の概要版です。

応募にあたっては、必ず正式な公募要領をご覧ください。

「ものづくり補助金」とは？

中小企業が経営革新のための設備投資等に使える**補助上限額750万円～5,000万円※**

・**補助率1/2もしくは2/3※**の補助金です。

※補助上限額や補助率は、申請される枠・類型や従業員の人数によって異なります。

経営革新の類型

A1

新商品(試作品)
開発

例 避難所向け水循環型
シャワーを開発

A2

新たな生産方式
の導入

例 作業進捗を「見える
化」する生産管理シ
ステムを導入

B1

新役務(サービス)
開発

例 仮想通貨の取引シス
テムを構築

B2

新たな提供方式
の導入

例 従業員のスキルに応じて
顧客をマッチングするシ
ステムを導入

参考・これまでの実績



申請に必要な書類は？

01

事業計画書

(具体的取組内容、将来の展望、
数値目標等)
※様式自由、A4で10ページ程度

02

補助経費に関する 誓約書

(専ら補助事業計画書に記載の事業の
ために使用する旨の誓約書を提出)

03

賃金引上げの 誓約書

(直近の最低賃金と給与支給総額を明
記し、それを引き上げる旨の誓約書を
提出)

04

決算書等

(直近2年間の貸借対照表・損益計算
書等)

05

従業員数の確認資料

(法人の場合：法人事業概況説明書
の写し、個人事業主の場合：所得税
青色申告書の写し)

06

労働者名簿

(応募申請時の従業員情報)

07

「再生事業者」に係る 確認書

(再生事業者のみ)

08

課税所得の状況を示す 確定申告書類

(回復型賃上げ・雇用拡大枠のみ)

09

炭素生産性向上計画及び 温室効果ガス排出削減の 取組状況 (グリーン枠のみ)

10

大幅な賃上げ計画書

(大幅な賃上げに係る補助上限額引上
の特例のみ)

11

海外事業の準備状況を 示す書類

(グローバル市場開拓枠のみ)

類型①：海外子会社等の調査概要等
類型②：海外市場調査報告書
類型③：インバウンド市場調査報告書
類型④：共同研究契約書等

12

その他加点に必要な資料 (任意)

(成長性加点、政策加点、災害等加点、
賃上げ加点等を受ける場合であって、
添付資料が必要な場合のみ)

※別途、基本的な企業情報等は、電子申請システムに直接入力

どんな事業計画が必要？

付加価値額・賃上げ基本要件

以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定していること。

01

事業者全体の付加価値額※1
を年率平均3%以上増加

02

給与支給総額※2を
年率平均1.5%以上増加

03

事業場内最低賃金
(事業場内で最も低い賃金)を
地域別最低賃金+30円以上の水準にする

※1 付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したもの。

※2 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（給料、賃金、賞与及び役員報酬等は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）。

※3 補助事業実施年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けることを想定して、上記の付加価値額及び賃金引上げの目標を据え置きし、その翌年度から3～5年の間にこの目標値を達成する計画とすることが可能です。（回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く。）

申請要件が未達の場合の返還規程

申請時点で、賃上げ計画を策定していないことが発覚した場合は全額返還

※再生事業者である場合には、各目標が達成できていない場合でも返還免除。

事業計画終了時点で給与支給総額要件が未達の場合、「残存簿価等×補助金額／実際の購入金額」を返還

※付加価値額が目標通りに伸びなかった場合、「給与支給総額増加率>付加価値増加率/2」であれば免除。天災など事業者の責めに負わない理由がある場合も免除。
※給与支給総額増加率に代えて、一人当たり賃金の増加率を用いることも可能。

毎年度末（毎年3月）時点で最低賃金要件が未達の場合、「補助金額／計画年数」を返還

※付加価値増加率<1.5%の場合や、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は免除。

どのような申請枠がある？

申請枠	概要	補助上限額	補助率
通常枠	革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～1,250万円	1 / 2、 2 / 3（小規模・再生事業者）
回復型賃上げ・雇用拡大枠	業況が厳しい事業者※が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 ※前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。	750万円～1,250万円	2 / 3
デジタル枠	DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～1,250万円	2 / 3
グリーン枠	温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	エントリー： 750万円～1,250万円 スタンダード： 1,000万円～2,000万円 アドバンス： 2,000万円～4,000万円	2 / 3
グローバル市場開拓枠	海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。海外市場開拓（JAPANブランド）類型では、海外展開に係るブランディング・プロモーション等に係る経費も支援。	3,000万円	1 / 2、 2 / 3（小規模事業者）



大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乗せ。（回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く）

回復型賃上げ・雇用拡大枠 及び デジタル枠

「回復型賃上げ・雇用拡大枠」「デジタル枠」の補助上限金額・補助率

従業員規模	補助上限金額	補助率
5人以下	750万円以内	2/3以内
6人～20人	1,000万円以内	
21人以上	1,250万円以内	

「回復型賃上げ・雇用拡大枠」の申請要件

前年度の事業年度の課税所得がゼロ以下であること

常時使用する従業員がいること

補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において、その時点での給与支給総額、事業場内最低賃金の増加目標を達成すること

※4ページの返還規程に加えて、補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において、給与支給総額又は事業場内最低賃金の増加目標のいずれか一方でも達成できていない場合には、補助金交付額の全額の返還を求めるとします。

「デジタル枠」の申請要件

- ① DXに資する革新的な製品・サービスの開発であること
- ② デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善であること

経済産業省が公開するDX推進指標を活用して、DX推進に向けた現状や課題に対する認識を共有する等の自己診断を実施するとともに、自己診断結果を応募締切日までに独立行政法人情報処理推進機構に対して提出していること

独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」いずれかの宣言を行っていること

グリーン枠

「グリーン枠」の申請類型・補助上限金額・補助率

温室効果ガス削減の取り組み		申請類型	従業員規模	補助上限金額	補助率
①	エネルギーの使用量及びCO2排出量の把握				
	電気、燃料の使用量の用途別の把握	エントリー	5人以下	750万円以内	2 / 3 以内
			6人～20人	1,000万円以内	
			21人以上	1,250万円以内	
②	自社及び業界・産業全体での温室効果ガス削減に貢献する開発に取り組む製品・サービスへの取り組み	スタンダード	5人以下	1,000万円以内	
	再生可能エネルギーに係る電気メニューの選択		6人～20人	1,500万円以内	
	再生可能エネルギーの自社発電の導入。		21人以上	2,000万円以内	
	グリーン電力証書の購入実績	アドバンス	5人以下	2,000万円以内	
	J-クレジット制度の活用実績		6人～20人	3,000万円以内	
	SBT若しくはRE100への参加		21人以上	4,000万円以内	
③	省エネ法の定期報告の評価において『Sクラス』に該当若しくは、省エネルギー診断を受診				

①のいずれか1つを満たす



①をすべて満たし
②のいずれかを満たす



①をすべて
②のいずれか2つ以上
③のいずれか1つを満たす



グリーン枠の申請要件

①温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発であること
又は
②炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供の方法の改善であること

3～5年の事業計画期間内に、事業場単位での炭素生産性を年率平均1%以上増加する事業であること

これまでに自社で実施してきた温室効果ガス排出削減の取組の有無（有る場合はその具体的な取組内容）を示すこと

グローバル市場開拓枠

「グローバル市場開拓枠」の特徴

01

補助金の上限額が
3,000万円

下限額は100万円
海外旅費も補助対象

02

海外展開の手法により、
4類型で対応

事業の特性から、
最も適した類型を選択可能

03

実施期間は
12か月以内

グローバル展開の特性から
その他の枠よりも長い事業実施期間を設定
※但し、採択発表日から14か月後の日まで

4つの「類型」

海外事業(海外拠点での活動を含む)の拡大・強化等を目的とした設備投資等を支援

01

海外直接投資類型

グローバルな製品・サービスの
開発・提供体制を構築する!

02

海外市場開拓
(JAPANブランド)類型

海外顧客に対して、
市場を開拓する!

※類型②のみ、通訳・翻訳費、
広告宣伝・販売促進費も補助対象

03

インバウンド
市場開拓類型

訪日外国人観光客に対して、
市場を開拓する!

04

海外事業者との
共同事業類型

外国法人と共同研究、
共同事業開発に伴う
設備投資を行う!

大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例

基本要件に加えた大幅賃上げに係る追加要件

基本要件に加え、以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定していること。

01

給与支給総額※を年率平均1.5%以上増加に加え、更に年率4.5%以上（合計で年率6%）増加

02

事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金＋30円以上の水準とすることに加え、年額＋45円増額

03

応募時に左記01、02の達成に向けた具体的かつ詳細な事業計画の提出

※ 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（給料、賃金、賞与及び役員報酬等は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）。

補助上限の引上げ額

従業員規模	上乗せ補助額	補助率
5人以下	100万円以内	各申請枠の 補助率
6人～21人	250万円以内	
21人以上	1,000万円以内	

<ご注意> 追加要件のすべてを満たす計画であっても、審査の結果他の応募事業者様との比較により、採択とならない場合があります。

追加要件が未達の場合の返還規程

補助金交付金額から、各申請枠の従業員規模ごとの補助上限額との差額分について、補助金の返還

特例が活用不可となる対象事業者

※回復型賃上げ・雇用拡大枠、各申請枠の補助金額の上限額に達していない場合、再生事業者、従業員がいない場合

どのような経費が補助できる？

機械装置・システム構築費 	①機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費 ②専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③改良・修繕又は据付けに要する経費 ※1 生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備等を補助対象経費に含めることは可能。 ※2 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象。 ※3 必ず1つ以上、単価50万円(税抜)以上の機械装置等の設備投資が必要。	専門家経費 ◎	本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費 	クラウドサービス利用費	クラウドサービスの利用に関する経費 
技術導入費 ▲	知的財産等の導入に要する経費 	原材料費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費 
知的財産等関連経費 ▲	特許権等の知的財産等の取得に要する弁理士の手続代行費用等 	海外旅費 ■※1	海外渡航及び宿泊等に要する経費 
外注費 ◎	新製品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費 	通訳・翻訳費 ■※2	通訳及び翻訳を依頼する場合に支払われる経費 
		広告宣伝・販売促進費 ◎※2	海外展開に必要な広告(パンフレット、動画、写真等)の作成及び媒体掲載、展示会出展等、ブランディング・プロモーションに係る経費

★：機械装置・システム構築費以外の経費の補助上限額あり

◎：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の2分の1

▲：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の3分の1

■：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の5分の1

※1：グローバル市場開拓枠のみ対象

※2：グローバル市場開拓枠のうち②海外市場開拓(JAPANブランド)類型のみ対象

どういう観点で審査される？

審査項目

A 技術面

- ① 取組内容の革新性
- ② 課題や目標の明確さ
- ③ 課題の解決方法の優位性
- ④ 技術的能力

B 事業化面

- ① 事業実施体制
- ② 市場ニーズの有無
- ③ 事業化までのスケジュールの妥当性
- ④ 補助事業としての費用対効果

C 政策面

- ① 地域経済への波及効果
- ② ニッチトップとなる潜在性
- ③ 事業連係性
- ④ イノベーション性
- ⑤ 事業環境の変化に対応する投資内容

D

炭素生産性向上の取組等の妥当性 (グリーン枠のみ)

- ① 温室効果ガス削減等に資する投資
- ② 設備投資効果の妥当性
- ③ 設備投資の効果、根拠
- ④ 継続的な取組実施

E

グローバル市場開拓の取組等の妥当性 (グローバル市場開拓枠のみ)

- ① 実施体制、事業計画、遂行能力の有無
- ② 市場調査分析、国際競争性
- ③ 国内地域の需要・雇用の創出
- ④ マーケティング戦略の内容

F

大幅賃上げの取組等の妥当性 (大幅賃上げに取り組む事業者のみ)

- ① 賃上げ計画の内容及びその根拠
- ② 継続性、企業の成長の見込み

加点項目

①成長性加点

- ・有効な期間の経営革新計画の承認を取得した事業者

②政策加点

- ・創業・第二創業後間もない事業者
- ・パートナーシップ構築宣言を行っている事業者 など計9項目

③災害等加点

- ・有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事業者

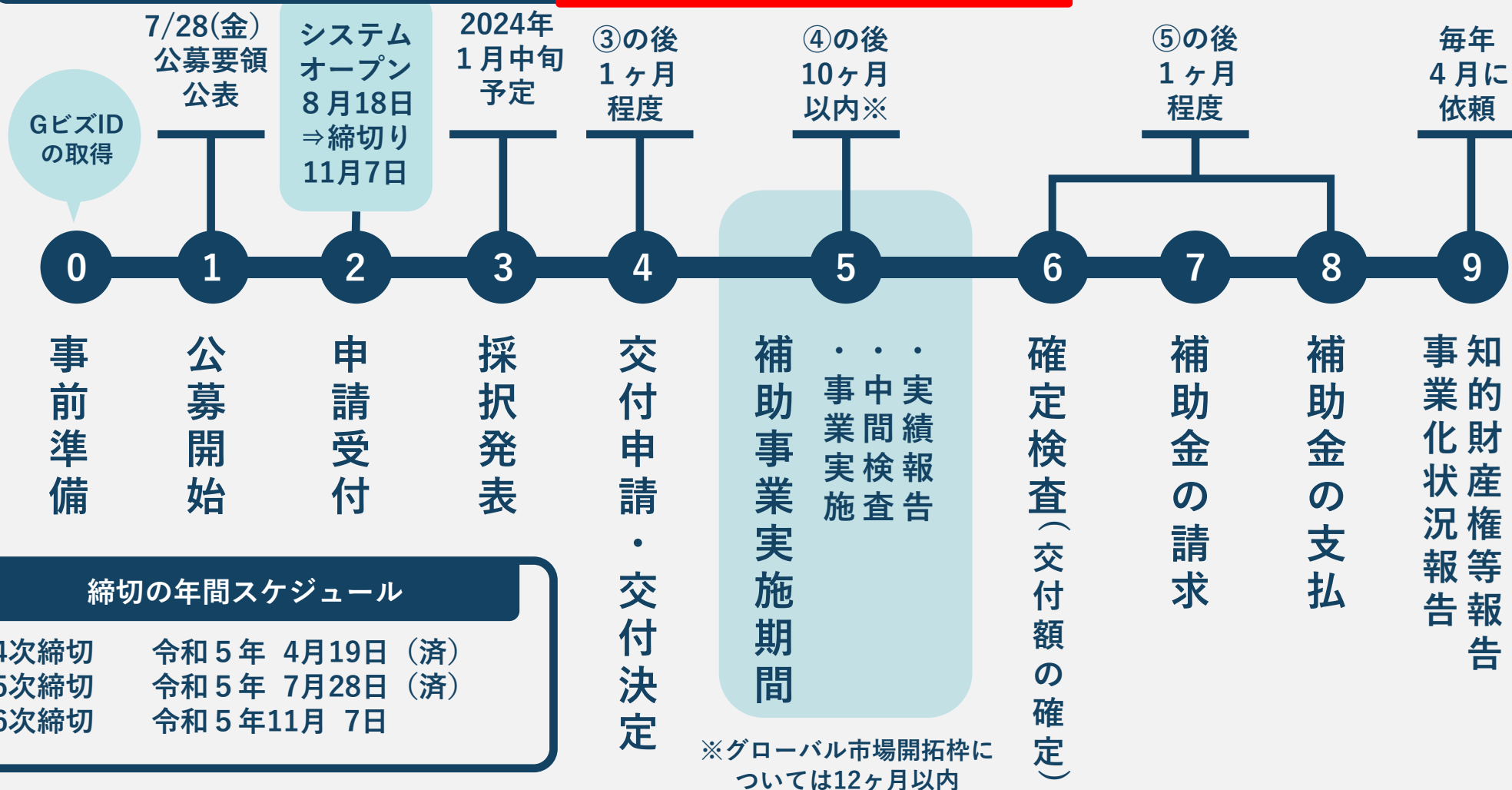
④賃上げ加点等

- ・給与支給総額の増加、事業場内最低賃金の水準
- ・被用者保険の適用拡大の対象

補助金の支払いを受けるまでの手続きとスケジュールは？

【ご参考】 2023年7月開始「16次締切」

【注意】 16次締切の事業実施期間の最終日は、変更があります。
→公募要領12ページご参照。

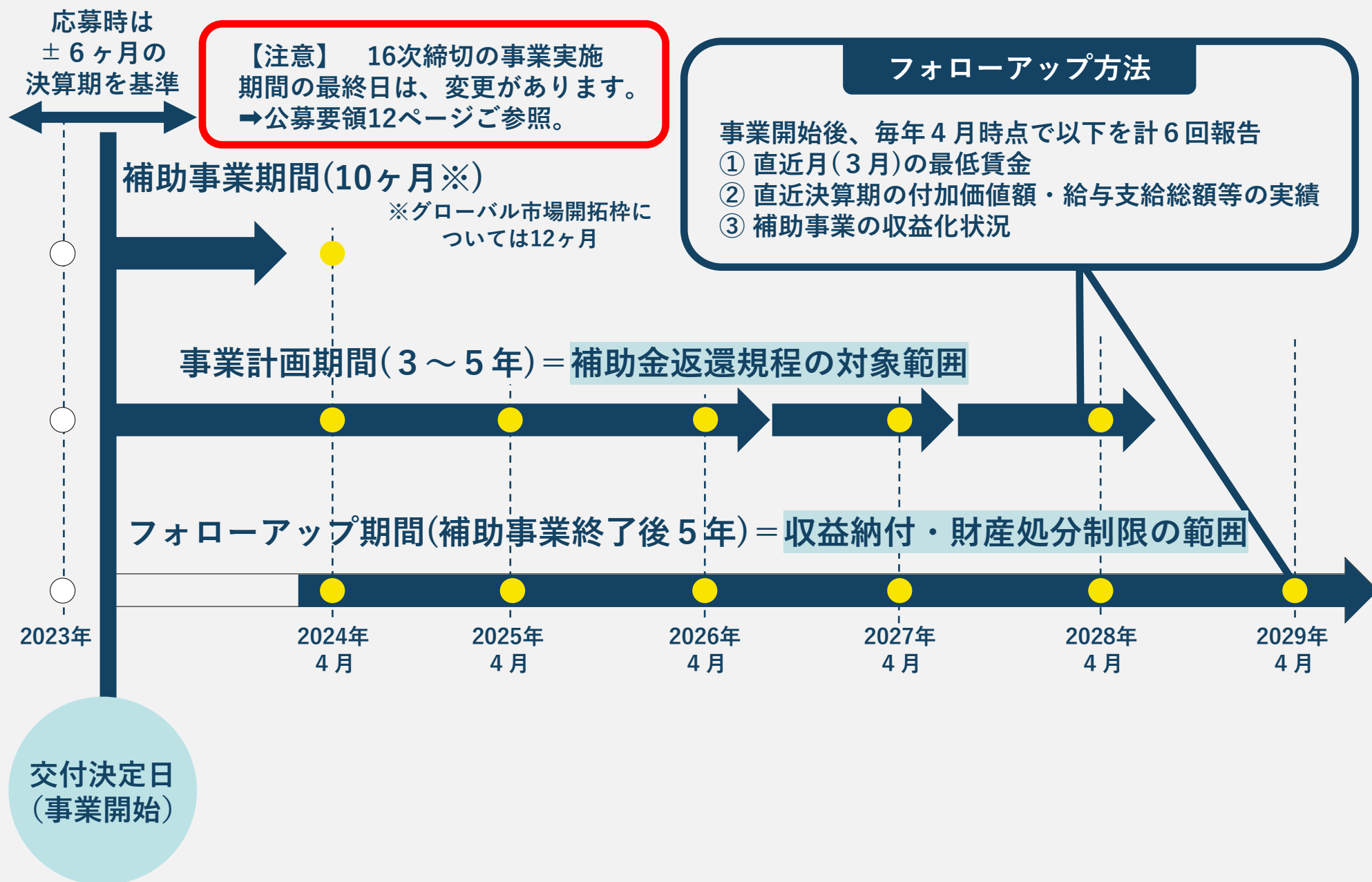


締切の年間スケジュール

14次締切	令和5年 4月19日 (済)
15次締切	令和5年 7月28日 (済)
16次締切	令和5年11月 7日

※上記全ての手続きは100%電子化

参考 補助事業実施後のフォローアップスケジュール



よくあるご質問・FAQ

Q1

この補助金の事業背景は？
各締切毎の採択数は？

A. 本事業は、経済産業省中小企業庁が進める「生産性革命推進事業」の一環として措置されている補助金制度です。これまでの各締切毎の採択数は、ものづくり補助金総合サイトをご覧ください。

Q2

採択倍率は？
締切毎に有利・不利はある？

A. 採択倍率は申請の状況によって変化しますが、これまでに実施した同補助金では、2～3倍で推移してきました。各締切分で倍率が変動することはありませんが、仮に不採択であっても、次の締切に再度ご申請いただくことは可能です。

Q3

現在募集している締切り回次
以降のスケジュールは？

A. 今次次締切後も令和6年度にかけて、切れ目なく公募を実施する予定です。詳細の公募内容やスケジュールに関しては、随時、ものづくり補助金総合サイトの方でご案内をいたします。

Q4

審査項目の配点は？

A. 詳細な配点は非公開とさせていただきますが、審査員が、事業計画を技術面及び事業化面を中心に評価し、採択案件を決定します。

Q5

人件費や土地・建屋の
費用は対象？

A. 本補助金の対象経費に、人件費や土地・建屋の費用は含まれません。事業実施場所を予め確保いただき、その場所で実施する事業のための設備投資等が補助対象となります。

関連サイト・お問い合わせ先

関連サイト

ものづくり補助金HP



<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

生産性革命推進事業HP



<https://seisansei.smrj.go.jp>

中小企業対策関連予算



<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>

JGrants



<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

gBizID



<https://gbiz-id.go.jp/top/>

お問い合わせ先

応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。

ものづくり補助金事務局サポートセンター

monohojo@pasona.co.jp

電話受付時間 10:00～17:00(土日祝日を除く)：050-8880-4053

上記サポートセンターの職員が不適切な対応を行った場合や、申請支援者とのトラブルについて通報いただく場合は、以下の窓口までご連絡ください。(一般的な応募に関するお問い合わせは、上記サポートセンターをご活用ください。)

トラブル通報窓口

houkoku-mh@mail.chuokai.or.jp

電話受付時間 10:00～12:00／13:00～17:00(土日祝日を除く)：03-6262-7921